

鹿島灘海浜公園拠点化基本計画策定業務委託  
プロポーザル評価要領（抜粋）

### 1 評価要領の位置付け

本要領は、鹿島灘海浜公園拠点化基本計画策定業務委託プロポーザル評価要領（以下「評価要領」という。）に基づき、評価点の算出方法及び受託者の選定方法を示すものである。

### 2 評価方法及び受託者の選定

- (1) 客観評価（見積金額評価含む）及び業務提案評価を行い、優先交渉権者を選定する。
- (2) 客観評価は、事務局が参加者、管理技術者の資格及び実績等について一次審査の選考結果案を作成し、委員会の委員に対し稟議を行うものとし、稟議の完結を以て選考結果の確定とする。  
なお、一次審査は3者を選定するものとするが、評価点が高点の場合には、客観評価の(a)及び(b)の項目の評価点の合計が高い者が二次審査に進むものとする。  
また、客観評価の(a)及び(b)の項目の評価点も同点の場合、同点だった者も二次審査に進むこととする。その際は、3者以上二次審査に進む場合もある。
- (3) 業務提案評価は、「鹿島灘海浜公園拠点化基本計画策定業務委託事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）が業務提案書及びプレゼンテーション、質疑応答により審査を行う。
- (4) 各評価の配点は以下の通りとする。

なお、評価配点の合計は最大430点とし、審査に参加した委員数に応じて変動するものとする。

評価項目	評価配点	備考
客観評価	70点	見積金額評価を含む
業務提案評価	360点	40点×委員9名
合計	430点	

- (5) 委員会は、客観評価（見積金額評価含む）及び業務提案評価による評価点の合計が最も高い者から優先交渉権者1者、次点候補者1者を選定する。
- (6) 最高得点が高点であった場合は、委員会の合議により優先交渉権者を選定する。
- (7) 業務提案評価が6割未満の提案は、客観評価及び業務提案評価の合計点が高点であっても不採用とする。
- (8) 業務提案を行う者が1者の場合も、審査を実施する。

### 3 客観評価

- (1) 評価項目及び配点の明細

客観評価における評価項目及び評価基準、配点は、以下の通りとする。

評価項目	評価基準	配点
(a) 参加者評価	ア 有資格者数	有資格者数を評価する 10点
	イ 実績	参加者の実績件数について評価する 20点
	小計	30点

(b) 管理技術者評価	実績	管理技術者の実績件数について評価する	20点
(c) 見積金額評価	提出された参考見積書の見積金額（税込）を評価		20点
(a) ~ (c) 合計			70点

**(a) 参加者評価【30.0点】**

参加者の有資格者数について評価を行う。

**ア 有資格者数（様式3）【10.0点】**

有資格者数の評価は以下のとおりとする。なお、有資格者数は、鹿島灘海浜公園拠点化基本計画策定業務委託公募型プロポーザル 実施要領4（2）①に記載された資格の有資格者数とする。

なお、複数の資格を所有している場合には、代表の資格1つを記入するものとし、その場合の優先順位は、①技術士（総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画、又は道路））、②技術士（建設部門（都市及び地方計画、又は道路））、③RCCM（都市及び地方計画、又は道路）の順とする。

有資格者数（人）	評価点
201～	10
151～200	8
101～150	6
51～100	4
1～50	2

**イ 参加者の同種、類似業務実績（様式4）【20.0点】**

同種業務（※1）及び類似業務（※2）の実績（実績の有無及び件数）について評価を行う。令和3年4月1日以降（5年間）に履行した各担当業務を1件当たり4点として、区分係数を乗じた点数を合計し、最大20.0点として評価する。

**〔※1〕同種業務**

国又は地方公共団体が発注する、道の駅に関する基本計画策定業務を、令和3年4月1日以降（5年間）に受託し完了したもの。

なお、名称が基本計画策定業務ではないものの内容が基本計画策定に関する業務実績がある場合は、業務仕様書等の内容により個別に判断するものとする。

**〔※2〕類似業務**

国又は地方公共団体が発注する、道の駅に関する基本構想策定業務を、令和3年4月1日以降（5年間）に受託し完了したもの。

なお、名称が基本構想策定業務ではないものの内容が基本構想策定に関する業務実績がある場合は、業務仕様書等の内容により個別に判断するものとする。

**I 実績件数と基礎配点**

最大件数	基礎配点
5	4.0 点

## II 同種業務及び類似業務実績の有無

実績	区分係数
同種業務	1.0
類似業務	0.8

※評価点の計算は次の表のとおりとなる。

基礎配点 (A)	区分係数 (B)		最大評価点 (A×B)	配点
(1件につき) 4.0 点	同種業務	1.0	4.0 点	20 点
	類似業務	0.8		

### (b) 管理技術者評価（様式 5）【20 点】

同種業務及び類似業務の実績（実績の有無及び件数）について評価を行う。令和 3 年 4 月 1 日以降（5 年間）に履行した各業務実績について 1 件当たりの基礎配点を管理技術者 4.0 点として、区分係数を乗じた合計点数により評価する。

#### ①実績件数と基礎配点

最大件数	基礎配点
5	管理技術者 4.0 点

#### ②同種業務及び類似業務実績

実績	区分係数
同種業務	1.0
類似業務	0.8

※計算は下表のとおりとなる。

基礎配点 A	区分係数 B		最大評価点 A×B	配点
(1件につき) 4.0 点	同種業務	1.0	4.0 点	20 点
	類似業務	0.8		

(c) 見積金額評価（任意様式）【20点】

①提出された見積金額（税込）について評価する。なお、参加者が1者のみの場合は20点とする。

評価方法は次のとおり。

見積金額が最も低い提案者を20点とする。  
次点以降の価格については、  
[配点20点×最低提案見積金額/当該事業者見積金額]  
の計算により評価する。

②上記計算式による計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合は、小数点第2位を切り捨てるものとする。

③一次審査が行われた場合、二次審査に進んだ者で再評価を行い、見積金額評価とする。

#### 4 業務提案評価

(1) 評価方法

・業務提案書は提案者の名を伏した上で、その内容についてのプレゼンテーション及び質疑応答の結果を含め、本要領に基づいて委員会が評価する。

なお、その際は事前に提出された損益計算書及び貸借対照表等も評価の対象とする。

(2) 評価項目及び配点の明細

業務提案評価における評価項目及び評価基準、配点は、以下のとおりとする。

評価項目	評価内容	配点
テーマ1 ・業務の遂行能力	1.参加者の特徴や強みによる本業務への効果 2.本業務の実施体制及び財務状況 3.計画策定スケジュール 4.県営公園に市が拠点化を検討することに対する課題等の解決方針	20点 (各5点)
テーマ2 ・施設内容及び施設規模の整理方針	1.需要予測等に基づく及び施設内容及び規模の整理方針 2.銚田の食等、市の魅力を発揮するための施設内容の整理方針	10点 (各5点)
テーマ3 ・駐車場の概略レイアウト検討方針	1.整理した施設内容及び施設規模に基づく駐車マス及び車路の考え方 2.公園利用者の利便性と安全性についての方針	10点 (各5点)
業務提案に対する委員一人当たりの持ち点合計		40点